

# 高松市健康危機管理基本指針

## 目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 健康危機管理の体制等（第5条－第9条）

第3章 関係機関等との連携（第10条－第17条）

第4章 雑則（第18条・第19条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この指針は、本市における健康危機管理の基本となる共通の事項を定め、感染症、食中毒、毒物劇物中毒及び飲料水水質汚染等に関する対策を定める要綱（以下「個別要綱」という。）と相まって、健康危機管理の確実な実施を図り、もって市民を健康被害から守り、市民生活の安定確保を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）健康危機管理 感染症、食中毒、毒物劇物中毒又は飲料水水質汚染等による市民の生命及び健康を脅かす事態（以下「健康危機」という。）の発生予防及び拡大防止並びに健康危機に対する医療体制の確保、原因究明等に関する業務をいう。

（2）健康危険情報 感染症、食中毒、毒物劇物中毒又は飲料水水質汚染等の発生又はその疑いに関する情報で、健康危機に拡大するおそれのあるものをいう。

（3）担当課長 保健所保健予防課長、生活衛生課長、保健医療政策課長及び健康づくり推進課長をいう。

#### （職員の責務）

第3条 健康危機管理に従事する職員は、危機意識を常に持ち、予断をもって安易に経験則に頼ることなく、健康危険情報の内容を真摯に受け止め、その

科学的かつ客観的な評価に努めなければならない。

- 2 健康危機管理に従事する職員は、個人の人権及び高齢者、若年者等の保健に十分配慮しなければならない。

(保健所長等の責務)

第4条 保健所長は、健康危機管理を掌理し、常にその進行管理を行うものとする。

- 2 保健所長は、あらかじめ緊急連絡網及び初動事務分掌を定め、健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに初動体制の確立を図るものとする。

- 3 担当課長は、健康危機に関する調査、情報収集、検査等を迅速かつ的確に行うとともに、健康危機管理を実施するに当たっては、関係機関、関係団体及び市の関係部局との緊密な連携の確保を図るものとする。

- 4 担当課長は、健康危険情報を入手したときは、症状の程度、被害の規模、治療方法の有無等を勘案して、関係法令、個別要綱等に基づき、その対策を講ずるものとする。

## 第2章 健康危機管理の体制等

(健康危機管理対策会議)

第5条 保健所長は、原因が判明しないこと等の理由により関係法令、個別要綱等による対応が困難な健康危機に対して迅速かつ適切な健康危機管理を実施するため、高松市健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

- 2 対策会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 健康危険情報に係る意見交換、評価及び分析並びにこれに対する迅速かつ適切な対策に関すること。

- (2) 対策会議の所管事項に係る保健所各課の事務分掌に関すること。

- (3) 健康危機への具体的対応策に関すること。

- (4) 特に重大な健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合における次の事項に係る検討結果の取りまとめ及びその報告に関すること。

ア 健康危機に係る被害の状況、過去の事例、病原体、毒物劇物等に関すること。

イ 保健所各課の対応状況の把握及び保健所内の応援体制に関すること。

ウ 第9条第1項に規定する対策本部の招集要請の検討に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する対策会議の目的を達成するために必要な事項

3 対策会議は、保健所長、保健所次長及び担当課長で組織する。

4 対策会議は、保健所長が主宰する。

5 保健所長は、必要があると認めるときは、対策会議に第3項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 対策会議の庶務は、健康福祉局保健所保健予防課において行う。

(健康危険情報等の収集)

第6条 担当課長は、健康危険情報に係る事務分掌を定め、広範かつ迅速な収集及び分析に努めるとともに、国及び県の関係機関からもその所管に属する専門的な情報を収集するものとする。

2 保健所長は、医療機関から診断及び治療方法に関する医学的な情報を収集するものとする。

3 担当課長は、保健所以外の局課の所管に属する健康危険情報を入手した場合は、直ちに当該局課にその情報を提供し、緊密に情報交換を行うものとする。

(情報の提供)

第7条 保健所長は、健康危機の発生を確認した場合において、その予防又は拡大防止のために必要があると認めるときは、報道機関に対し適切な情報を提供し、及び広報紙等を通じて広く市民に周知するものとする。

2 保健所長は、重要かつ緊急な健康危険情報、治療方法等について、医療機関に迅速に情報提供を行うものとする。

3 前2項の情報提供は、必要に応じて、関係機関、関係団体等との協議を経て行わなければならない。

(報告)

第8条 保健所長は、市民の生活に重大な影響を与えるおそれのある健康危険情報の提供又は健康危機管理の決定をしようとするときは、健康福祉局長及び市長にその旨を報告するものとする。

2 保健所長は、必要に応じ、厚生労働省及び香川県に対し、重要かつ緊急な健康危険情報、健康危機管理に関する情報等について、迅速に報告を行うものとする。

(対策本部等の設置)

第9条 健康福祉局長は、第5条第2項第4号又は前条第1項の規定による報告があった場合において、重大な健康被害が発生し、又は発生のおそれがあると認められるときは、被害の程度、緊急度等を勘案し、個別要綱に基づく対策本部（以下「対策本部」という。）を招集するものとする。

2 前項の対策本部が設置されたときは、対策会議は解散するものとする。

3 市長は、健康危機の規模及び市民への影響の程度から対策本部の機能を強化し、又は拡充する必要があると認めるときは、当該対策本部を、当該個別要綱に基づく拡大対策本部に移行するものとする。

4 地震等の災害に起因する健康危機管理については、高松市防災会議条例（昭和38年高松市条例第16号）第2条第1号の規定に基づき作成された地域防災計画により対応するものとし、対策本部及び前項の拡大対策本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する災害対策本部に統合されるものとする。

(関係機関・関係団体との連携)

第10条 保健所長は、健康危険情報の収集及び健康危機管理の実施に当たっては、市の関係部局、香川県及び国の関係機関並びに高松市内3医師会連合会（一般社団法人高松市医師会、一般社団法人木田地区医師会及び一般社団法人綾歌地区医師会で構成する組織体をいう。）、救急医療機関その他の関係団体との緊密な連携の確保を図るものとする。

2 前項の場合において、健康被害発生の原因物質等の究明に係る検査は効果的な治療を行う上で重要な要素であり、かつ、通常臨床検査に加えて、迅速で多様性のある検査体制が必要となるため、香川県試験研究機関との密接な連携を図り、高度な検査体制の確立に努めるものとする。

3 保健所長は、健康危機の原因として犯罪が推定されるときは、香川県警察本部との緊密な連携を図り、迅速かつ的確な調査に努めるものとする。

(健康危機管理連絡会)

第11条 健康危機が発生し、又はその発生が予測される場合に迅速かつ適切に健康危機管理を実施するため、高松市健康危機管理連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康危機に関する情報交換を定期的に行い、必要な調整を行うこと。
- (2) 健康危険情報の交換、評価及び分析を行うとともに、市に対して情報を提供し、及び適切な健康危機管理を実施するための施策に係る支援を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、連絡会の目的を達成するために必要な事項  
(組織)

第12条 連絡会は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長は保健所長の職にある者を、副会長は保健所次長（保健所次長を複数置く場合にあっては、保健所長が指名する保健所次長）の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる機関又は団体の役職員のうちから、当該機関又は団体の長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

- (1) 香川大学
- (2) 一般社団法人高松市医師会
- (3) 公益社団法人高松市歯科医師会
- (4) 一般社団法人高松市薬剤師会
- (5) 公益社団法人香川県看護協会
- (6) 香川県健康福祉部健康福祉総務課
- (7) 香川県健康福祉部薬務感染症対策課
- (8) 香川県健康福祉部生活衛生課
- (9) 香川県環境森林部環境管理課
- (10) 香川県環境保健研究センター
- (11) 高松市内を管轄する各警察署
- (12) 香川県広域水道企業団
- (13) 高松赤十字病院

- (14) 香川県立中央病院
  - (15) 高松市立みんなの病院
  - (16) 消防局消防防災課
- (会長及び副会長)

第13条 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第14条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (幹事)

第15条 連絡会に幹事を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 担当課長
- (2) 総務局危機管理課長
- (3) 環境局環境総務課長及び環境保全推進課長
- (4) 創造都市推進局産業経済部農林水産課長
- (5) 教育委員会教育局保健体育課長

- 2 幹事は、連絡会に出席し、その所掌事項について意見を述べるができる。
- (庶務)

第16条 連絡会の庶務は、健康福祉局保健所保健予防課において行う。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 第4章 雑則

(文書による指導)

第18条 保健所長は、健康危機に関し、行政機関、関係団体等に対して指導するときは、文書により行うものとする。緊急その他やむを得ない事由により文書によることができない場合にあっては、当該指導後に、文書によりその内容を明らかにするものとする。

(委任)

第19条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成13年4月1日から施行する。

(見直し)

2 この指針の施行の日から起算して5年ごとに、この指針及び個別要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づいてこれらの見直しを行うものとする。

3 前項の規定によるほか、この指針及び個別要綱は、関係法令等の改正があった場合又は健康危機管理に際し、事態に急激な変化があり、この指針及び個別要綱では対応が困難な場合には、速やかに、これらの見直しを行うものとする。

(高松市感染症対策実施要綱の一部改正)

4 高松市感染症対策実施要綱(平成11年6月21日施行)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この指針は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年1月20日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。